

2004年度認定輸血検査技師申請の手引き

2003年10月1日

認定輸血検査技師制度協議会

協議会 会長 湯浅晋治

審議会 会長 大戸 斉

カリキュラム委員会 比留間潔

試験委員会 田崎哲典

資格審査委員会 浅井隆善

施設認定委員会 倉田義之

【目的】輸血は種々の副作用・合併症を伴い易く、輸血治療を行うには深い知識、的確な判断力と技術が要求される。認定輸血検査技師制度は輸血に関する正しい知識と的確な輸血検査により、輸血の安全性の向上に寄与することのできる技師の育成を目的として導入された。

【受験申請資格】

次の各項の全てを満たしていなければならない。

- 1) 臨床検査技師とする。
- 2) 申請時において、原則として現在及び通算して3年以上日本輸血学会または日本臨床衛生検査技師会または日本臨床検査医学会会員であること。ただし、認定時には輸血学会会員であることを必要とする。
- 3) 申請時(2004年1月31日現在)で技師免許取得後、輸血検査歴3年、他の検査歴も含めて5年以上の検査業務経験を必要とする。
- 4) 学術論文、学会発表等の業績発表や輸血に関連した各種学会、講演会及び研修会での活動により、認定輸血検査技師申請の資格審査基準に達していること。
5年間(1999年1月1日から2003年12月31日まで)で次の表により、50単位以上取得していなければならない。

資格審査基準単位表

	筆頭	共同	備考
原著論文	20	8	輸血医学関連に限る
その他の論文	10	5	同上
学会等発表	10	5	同上(抄録記録のあるもの)
	全国	地方	

学会、講演会*、研修会*等参加	7	5	輸血医学関連に限る
学会主催の教育活動等	7	5	輸血医学関連の委員
技師学校での教育活動		5	輸血医学関連に限る

* 4 団体（日本輸血学会、同支部、日本臨床衛生検査技師会、同地区及び同都道府県技師会、日本臨床検査医学会、同支部、日本臨床検査同学院、同支部）が主催または共催したものに限り、その他は審議会において審査する。

【受験申請手続き】

1. 日本輸血学会内認定輸血検査技師制度係より申請書類（様式 1、2、受験票、申請料振込用紙）を取り寄せ（輸血学会誌会告のコピーでも可）、申請に必要な書類を整え、認定輸血検査技師制度係に送付する。様式 1、様式 2 は日本輸血学会のホームページ（<http://www.yuketsu.gr.jp/>）からもダウンロードできる。
2. 申請に必要な書類
 - 1) 認定輸血検査技師制度協議会認定輸血検査技師申請書（様式 1）の原本とコピー 3 部
 - 2) 認定輸血検査技師制度協議会認定輸血検査技師申請用業績目録（様式 2 - 1, 2, 3, 4）をそれぞれ原本とコピー 1 部（様式 2 - 1, 2, 3には、証明書の通し番号を記入する）
 - 3) 1999年1月1日から2003年12月31日までの業績目録の証明となる全ての原本とコピー 1 部、または原本が提出不可能の場合はコピー 2 部（抄録、別冊などは拡大・縮小コピーをして A 4 サイズに統一する。また、参加証、出席証明書等は A 4 用紙に貼付し、証明書の通し番号を付記する）
 - ・ 学会及び論文発表は抄録のコピーまたは別刷 2 部、著書は書名と申請者名の記されているページのコピー 2 部（様式 2 - 1）
 - ・ 学会、講演会、研修会等への参加は、開催年月日、学会・研修会等の名称、テーマなどを記し、参加証または出席証明書（コピーで可であるが、出席者氏名が記載されていること）を添付する（様式 2 - 2、3）
 - ・ 検査技師学校（大学、短大、専門学校）での教育活動は学校名、講義科目、時間数、在任期間等を記し、学校の証明書を添付する（様式 2 - 4）
 - ・ 研究発表、学会、講習会、研修会参加等の申請単位数を記入する（様式 2 - 4）
 - 4) 臨床検査技師免許証のコピー 2 部
 - 5) 申請料（15,000 円）の郵便振替受領書のコピー 2 部
郵便振替：東京 00160 - 3 - 7179
認定輸血検査技師制度係
 - 6) 受験票：写真 2 枚を糊付けして氏名を記入する。
 - 7) 申請書類受領の連絡用ハガキ（申請者の住所・氏名を記入）
3. 申請受付期間：2004年1月1日から1月31日まで（必着）

4. 申請書類送り先（角2サイズ〔240mm×332mm〕の封筒を使用し、簡易書留または宅
配便で送ること）

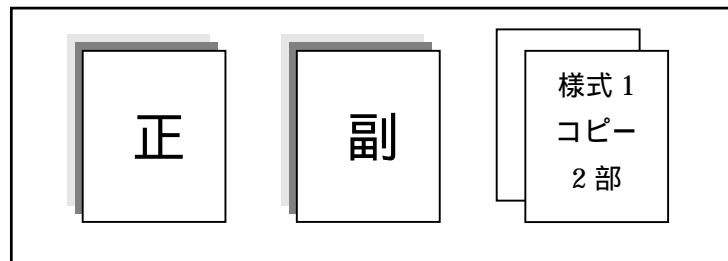
〒150-0012 東京都渋谷区広尾4-1-31
東京都赤十字血液センター内
日本輸血学会事務局
認定輸血検査技師制度係
電話 03-5485-6020

（発送後2週間以内に書類受領の連絡ハガキが返送されない場合は電話で問い合わせること）

<注意>

- 1) 書類は保管の都合上全てA4の大きさに統一し、それより大きいものは縮小コピーし、左上を一括して綴じて送ること。様式に書ききれない場合には別用紙を次頁に追加すること。
- 2) 書類審査の都合上、全ての業績には証明書の通し番号を付け、抄録、別刷には最初のページにその番号を付記する。
- 3) 認定輸血検査技師の申請には所属長の許可が必要とする。
- 4) なお、申請書類は様式があていばワープロなどで自分で作成してもかまわない。
- 5) 原本は様式1、2-1、2、3、4、証明書類、申請料のコピーの順に綴じて「正」とし、それぞれのコピーは「副」として綴じる。

* 申請書の綴じ方 *



- 6) 臨床衛生検査技師会研修会・講習会の参加証明は、従来の都道府県臨床衛生検査技師会証明用紙への参加証明印、及び技師会会長印が押印されたものを正式なものとする。また、日本臨床衛生検査技師会（JAMTIS）ホームページから印刷した参加研修会のリストは、都道府県臨床衛生検査技師会会長の証明印が押印された履修歴でなければならない。
- 7) 学会参加証としてのネームカードは完全なものを提出することとする。やむを得ず一部を切り離した場合は、名前欄の無いものは無効となる。

【受験申請に伴う諸費用】

1. 受験申請に伴う費用は、申請料（15,000円）、研修料（20,000円）、試験料（8,000円）、登録料（20,000円）とする。

2. それぞれの支払いは、事務局より送付された振込用紙を用いて郵便振替で前納する。

【日 程】

2003年11月～12月	受験申請書類を事務局から取り寄せる
2004年1月1日～31日	受験申請受付（新規申請）
2月1日～15日	再受験申請受付
3月	受験資格を審査し、結果を受験申請者全員に通知する。
3月	受験有資格者には研修先施設の指定が連絡される。
4月	受験有資格者には合同研修会の日時などが連絡される。
4月～6月	3日間の指定施設研修（病院2日、血液センター1日）
6月	2日間の合同研修会（開催地未定）
7月	受験有資格者には試験日時などが連絡される。
8月21日～22日	試験（変更もありえる）
9月	試験の結果をもとに、審議会と協議会での審議を経て、認定輸血検査技師制度協議会から認定される

（分割して試験を実施する場合、後期は12月18～19日又は25～26日を予定）

【試験会場・範囲・内容など】

1. 試験会場

関東地区

2. 試験範囲と内容

- ・ 筆答試験の範囲は、認定輸血検査技師制度協議会カリキュラム委員会指定の内容（医学検査44巻、p789～793、1995）とし、とくにAランクは必ず出題される。
- ・ 実技試験は、血液型判定（ABO、Rh）、赤血球抗体解離同定（用手洗浄法によるクームス法を含む）、カラム凝集法を予定。実技試験は結果の正解と共に実技の確実さや熟達度も評価の対象とする。
- ・ 口頭試験は行わない。
- ・ 試験の内容、正解などは試験終了後にも公表しない。

3. 合否基準

- ・ 筆答試験、実技試験ともに合格しなければならない。

4. 試験不合格者と欠席者の受験

- ・ 過去の通常試験で筆答試験と実技試験の片方のみ合格した者が再受験する場合、筆答と実技の両者を受験しなければならない。但し、2003年受験者より、新規受験から3年以内の有効期限に限って翌（々）年の受験は不合格試験のみでよい。（末尾資料参照：日本輸血学会雑誌、第48巻第6号、会告）
- ・ 3年以内再受験者の申請書類は受験申請手続きの1）申請書（様式1）、6）受験票、7）ハガキ及び受験料（8,000円）の郵便振替受領書のコピーだけでよい。
- ・ 再受験者の申請期間は、2004年2月1日～2月15日とする。
- ・ 3年以内再受験者の指定施設研修と合同研修は免除され、申請料と研修料は不要と

なる。

- ・試験欠席者は不合格者と同様な扱いとなる。

5. その他

- ・受験応募者が予定人数（およそ200人）を越えた場合には分割して試験を実施することもある。
- ・認定試験不合格及び欠席の場合に、2)3)4)5)の申請書類、研修歴は、3年間（2002年試験申請者は2004年まで、2003年試験申請者は2005年まで、2004年試験申請者は2006年まで）有効とする。

【認定登録】

試験に合格し、認定輸血検査技師制度審議会と協議会で適格とされた者は登録料納付後に協議会より認定証が発行される。

【参照資料：認定輸血検査技師制度における試験不合格者と欠席者の受験について】

（日本輸血学会雑誌第48巻第6号、451頁、会告III、平成14年12月1日、より抜粋）

認定輸血検査技師制度審議会協議会会長湯浅晋治、審議会会長大戸斉、他各委員長

認定輸血検査技師制度における再受験科目について、これまでの筆答試験と実技試験を再受験する方法は2003年をもって改め、2004年より、新規受験年から3年の有効期限に限って、既合格科目の受験を下記の内容に従って免除することといたします。

1. 再受験科目

(1) 2003年の受験科目

従来と同様に、過去の成績にかかわらず、全員が筆答試験と実技試験の両者を受験する。

(2) 2004年以後の受験科目

前年に不合格であった科目のみの受験でよく、前年、または前々年に合格した科目の受験は免除される。但し、2002年に受験した科目は受験免除の対象とはならない。

2. 再受験科目免除の期間

再受験における、既合格科目受験免除は、新規受験年度(申請年)を含む3年の有効期限内に限るものとする。

3. 欠席者の受験

試験の欠席者は不合格と同様な扱いとなる。

4. 新規受験年の定義

認定輸血検査技師制度に受験を申請し、資格審査で合格した年度を、新規受験年とする。

受験を欠席した場合は、試験不合格と扱われ、残る有効期限内に限って受験免除対象期間となる。

また、新規受験年に、病院実習参加、血液センター研修、講習会参加等の何れかにおいて1必要条件を満たさず受験にいたらなかった場合も、その年は試験不合格と同様な扱いとなり、残る有効期限内に限って受験免除対象期間となる。

新たに認定輸血検査技師制度受験を申請し、資格審査で合格した場合は、その年度を1新規受験年とする。